

香芝市教育委員会事務局の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

香芝市教育委員会教育長 村中 義男

香芝市教育委員会規則第5号

香芝市教育委員会事務局の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

香芝市教育委員会事務局の職員の職の設置に関する規則（平成19年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第14号を第15号とし、第2号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 参事

第3条中第18項を第19項とし、第6項から第17項までを1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

6 参事は、上司の命を受け、重要な事項についての事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。